

「年金ライフプランのすすめ」 2019 年度版 追補

■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(2019年8月)

(39頁) 表9が次のように変わりました。

表9●基本手当の給付率 (2019年8月～2020年7月)

賃金日額 給付率	2,500 円以上	5,010 円以上	11,090 円以上(超)	12,330 円超
	5,010 円未満	11,090 円以下	12,330 円以下	
60 歳未満	80%	80～50%		50%
60 歳以上 65 歳未満		80～45%	45%	

賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は 45～59 歳 16,670 円、60～64 歳 15,890 円、基本手当日額は 45～59 歳 8,335 円、60～64 歳 7,150 円です。

■雇用保険の高年齢雇用継続給付における支給限度額の変更(2019年8月)

(39頁) **高年齢雇用継続給付 (1)受けられる条件** の3～6行目が次のように変わりました。

…②60歳時点または基本手当の基礎となった賃金に比べて、75%未満かつ 363,359 円(2019年8月～2020年7月)未満の賃金で就労している人です。

(39頁) **(2)給付の内容** の6～8行目が次のように変わりました。

…①または②で計算した額と賃金額との合計額が 363,359 円(2019年8月～2020年7月) を超えるときは、その超えた分が減額されます。